

妊婦のための支援給付のご案内

重要

令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶をされた方も「妊婦支援給付金」を受け取ることができます。※申請フォームから、現金もしくは現金相当のギフトをお選びいただけます。

- 【支給額】 (1回目)妊娠認定時5万円
(2回目)妊娠していた子どもの人数×5万円
- 【対象者】 市内に住所を有する流産・死産・人工妊娠中絶をされた方
- 【申請方法】 ホームページ内の「妊婦支援給付金申請フォーム」から申請をお願いします
- 【支給方法】 申請後2-3か月程で「妊婦給付認定通知書兼支給通知書」を郵送し、指定の口座に振り込みます

申請に必要なもの

- 妊婦(産婦)の口座情報がわかるもの
キャッシュカード 通帳など
- 妊婦(産婦)本人の確認書類
マイナンバーカード 運転免許証 パスポートなど
- 母子健康手帳または診断書

【注意事項】

- ・妊婦(産婦)以外の口座名義の指定はできません。
- ・母子健康手帳をお持ちではない場合は医療機関の診断書が必要となります。
- ・申請時点で調布市に住民票がある方が対象です。転出予定の方はご注意ください。
- ・申請期間は、医療機関で心拍が確認された日から2年間となります。
- ・医師の診断書をお持ちの方は申請フォームから申請後、子ども家庭センターへ郵送してください。

〒182-0026

調布市小島町 2-33-1 文化会館たづくり西館 保健センター4 階

「調布市子ども生活部子ども家庭センター 母子保健係 ようこそ調布っ子サポート事業担当行」

相談窓口のご案内

お子さまを亡くされたご家族へ

流産・死産などで小さな赤ちゃんを亡くされたとき、ご家族の悲しみは計り知れません。

つらいお気持ちや悲しいお気持ちを相談できないまま、日々を過ごされている方もいらっしゃるかもしれません。同じ経験をされた方とお話することや関係機関に相談することで、少しでも悲しみが癒される機会となりますよう、ホームページに相談窓口を紹介しています。ひとりで抱え込まず、ご利用ください。



<市ホームページ>

調布市子ども家庭センター 母子保健係 ようこそ調布っ子サポート事業担当

お問い合わせ先 ☎042-441-6081

日時:月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで